

あいち食の安全・安心 推進アクションプラン

—食の信頼の確保を目指して—

[概要版] (令和元年7月)

食の安全に関する相談窓口とWEBページ

県では、食の安全に関する相談窓口を設けて、皆様のお問い合わせにお答えするとともに、インターネットを通して、食の安全・安心に関する情報を提供しています。

アクションプランについての詳しい内容については、下記の「食の安全・安心情報サービス」でご覧いただけます。

《電話による相談窓口》

○食の安全に関する総合相談窓口 (保健医療局生活衛生部生活衛生課内)
電話番号: 052-951-4149 (月曜日から金曜日 8:45~17:30 (休祝日、12/29~1/3を除く。))

○食品表示110番 (農業水産局農政部食育消費流通課内)
電話番号: 052-951-3893 (月曜日から金曜日 8:45~17:30 (休祝日、12/29~1/3を除く。))

《インターネットによる情報提供》

○「食の安全・安心情報サービス」 <https://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen.html>
愛知県食の安全・安心推進本部事務局(保健医療局生活衛生部生活衛生課)が運営するページです。
食品衛生監視指導計画、食中毒の予防方法、意見交換会の開催情報など食の安全・安心に関する愛知県の取組をとりまとめて掲載しています。

愛知県は食の生産から消費まで、国内でも大きなウエイトを占める地域であり、県として食の安全・安心を確保することは大変重要なことです。

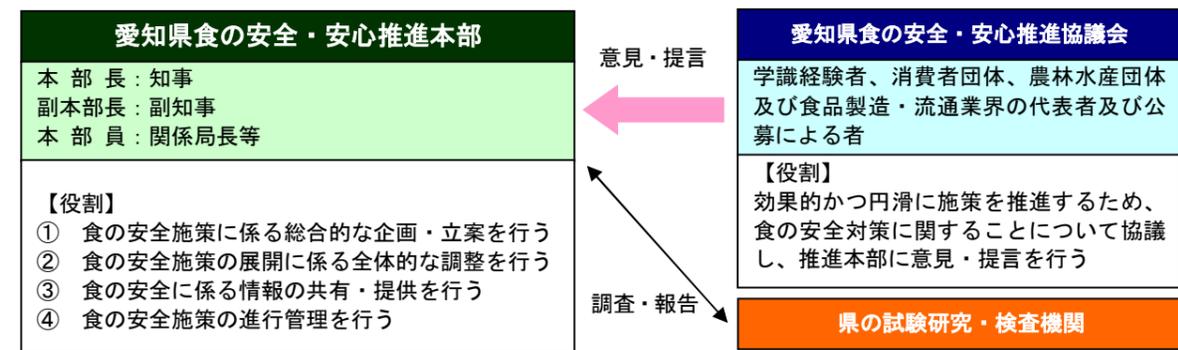
このため、県民の方々に、安全な食品を提供できるようにするとともに、食の情報を共有し、安心して食品の選択ができるよう、県の食品安全確保に関する具体的な施策を体系化した行動計画として**あいち食の安全・安心推進アクションプラン**(以下「アクションプラン」といいます。)を平成15年9月に策定し、全庁挙げて取組を推進しています。

これまで、アクションプランに基づく行動計画は、概ね計画どおり進捗してきましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による食品の放射性物質汚染の問題や生食用食肉による食中毒の発生をはじめ、新たな食品の安全に関する不安要因が出現しましたので、これに対応するため、このたび、取り組みの柱となる視点を再構築し改訂しました。

引き続き、本プランを基に、県民の食の安全に対する信頼を回復するため、全庁挙げて積極的に取組を進めてまいります。



愛知県の食の安全・安心推進体制



アクションプランに関するお問い合わせは・・・

愛知県食の安全・安心推進本部
(事務局)
愛知県保健医療局生活衛生部
生活衛生課食の安全・安心グループ
電話: 052-954-6297 (ダイヤル)
ファクス: 052-954-6921

取り組みの柱「視点」

- 食品関連事業者が自ら安全管理を推進することが最も重要です。このため「**生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進**」を一つめの視点としています。
- 食に関する新たな不安要因である食品中の放射性物質汚染問題に対応するため、検査機器を整備し体制を強化する等、「**食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施**」を二つめの視点としています。
- 消費者の方々には、正しい知識を持っていただき、それを基に行動していただく必要があります。このため、講習会や意見交換会の開催といった「**県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実**」を三つめの視点として進めます。

アクションプランの概要

主な不安の要因

- (1) 食品関連事業者の自主管理不十分
- (2) 一部企業等のコンプライアンスの欠如と行政の監視・指導等への不満
- (3) 食品関連事業者、消費者及び行政のコミュニケーション不足

視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進

I 安全な農林水産物の生産を推進します。

化学肥料や農薬の使用を低減するなど、環境と安全に配慮した農業を推進します。

農薬販売者・使用者に対する立入検査を行い、適正な農薬の販売と使用を徹底します。

畜産農家の衛生検査、貝類の毒化状況検査などを実施し、安全・安心な農林水産物の生産を支援します。

II 食品加工施設などにおける自主管理を推進します。

食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入を未然に防ぐため、食品加工施設などにおける自主管理体制の確立に向け、引き続き助言・指導を行います。

一定の自主管理が行われている施設に対しては、県の認定を行うことにより、食品営業者の自主管理体制の確立を支援するとともに、食品営業者の取組状況が消費者にもわかるようにします。



食の信頼確保



視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施

III 食品の監視・検査を確実に実施します。

毎年度、愛知県食品衛生監視指導計画を県民の方々から意見を求めた上で策定・公表し、食品営業施設の監視・指導や県内を流通する食品の衛生検査を行います。

特に、流通食品の放射性物質検査や生食用食肉取扱施設に対する監視・指導を強化します。また、食品表示について調査を行い、表示の適正化を図ります。



視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実

IV 食の安心に向けた食育を推進します。

生産者と消費者の交流を深めたり、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消を展開する「いいともあいち運動」を進めます。

子どもたちが将来にわたって豊かで健康な生活を築いていけるようにするために、食に関する正しい知識の理解と望ましい食習慣の定着を目指し、学校における食育の充実を図ります。

V 食に関するリスクコミュニケーションを推進します。

ホームページ「食の安全・安心情報サービス」や講習会を始めとして、あらゆる機会を通じ食の安全に関する情報を提供します。

食の安全に関する総合相談窓口（電話：052-951-4149）を開設し、一元的に相談に対応します。

消費者、生産者、食品営業者を交えた意見交換会を開催して、情報の共有化を図ります。